

6.3 環境項目

6.3.1 大気汚染

計画地周辺の大気測定局は、表6.3-1及び図6.3-1に示すとおりである。

なお、計画地周辺の大気測定局においては、環境基準が設定されている10項目が測定されており、ダイオキシン類は測定されていない。

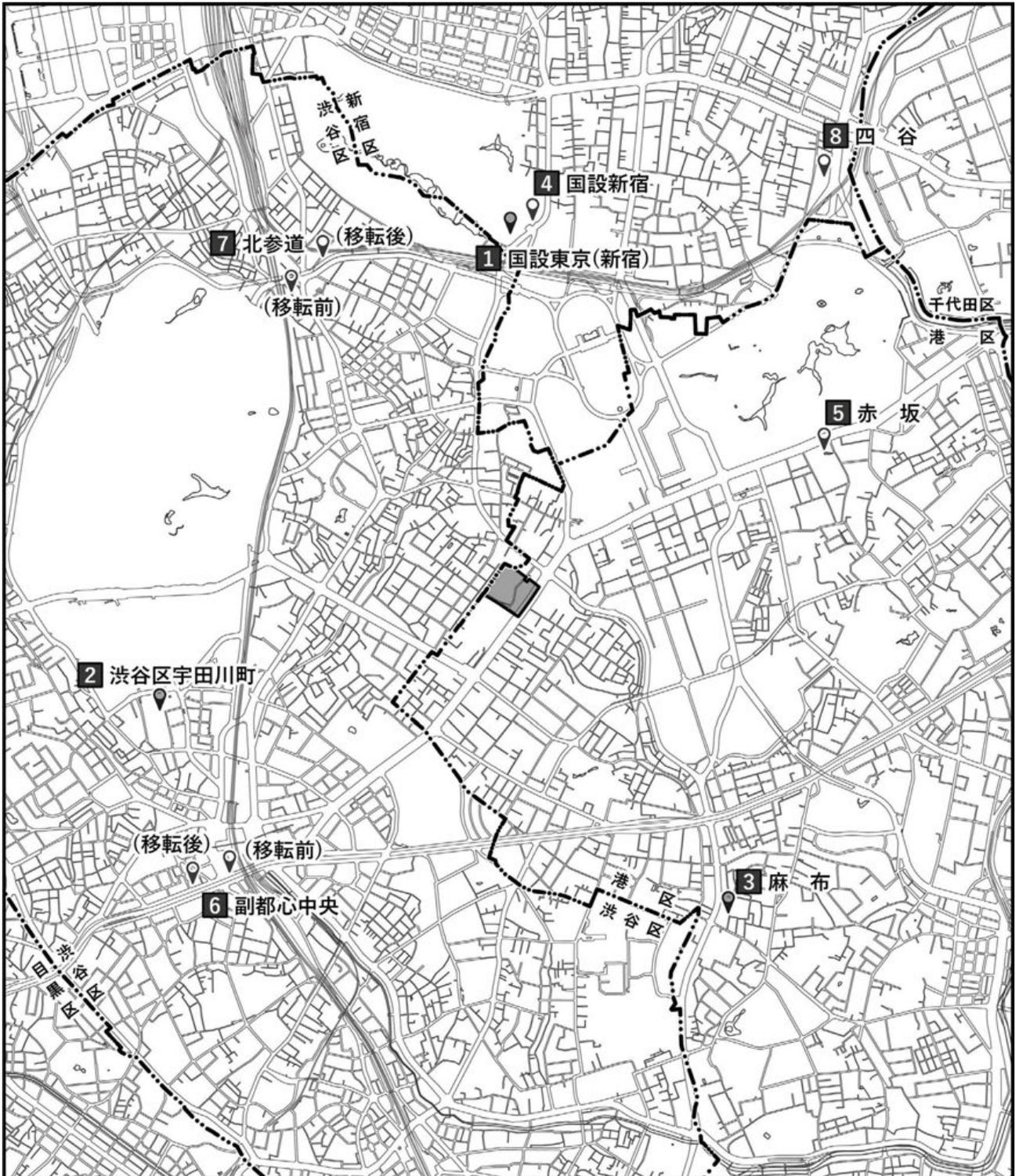
表6.3-1 計画地周辺の大気測定局

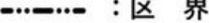
区分	番号	測定局名	測定主体	項目						
				二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ベンゼン等※
一般環境大気測定局	1	国設東京(新宿)	東京都	○	○	○	○	○	○	○
	2	渋谷区宇田川町	東京都	○	○	-	-	○	○	-
	3	麻布	港区	○	○	-	-	○	-	-
自動車排出ガス測定局	4	国設新宿	環境省	○	○	○	○	○	○	-
	5	赤坂	港区	○	○	-	-	○	○	-
	6	副都心中央	渋谷区	○	○	-	-	-	-	-
	7	北参道	渋谷区	○	○	-	-	-	-	-
	8	四谷	新宿区	○	○	-	○	-	-	-

※：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

出典：「大気汚染常時監視測定局」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)
「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)
「局別測定内容」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)
「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)
「大気汚染の測定」(令和2年2月閲覧 渋谷区ホームページ)他
「大気汚染常時測定の測定項目」(令和2年2月閲覧 新宿区ホームページ)



凡 例	 : 計画地	
	 : 区界	
	 : 大気測定局(一般環境大気測定局)(地点1~3)	
	 : 大気測定局(自動車排出ガス測定局)(地点4~8)	
注) 北参道測定局は平成29年4月に移転した。副都心中央測定局は移転のため、平成28~29年度は欠測である。		
図6.3-1 大気測定局位置図	 1 : 25,000	

(1) 二酸化窒素

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の二酸化窒素の調査結果は、表6.3-2に示すとおりである。

副都心中央(渋谷区 自動車排出ガス測定局)を除く計画地周辺の全ての大気測定局で環境基準を達成している。

二酸化窒素の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-2に示すとおりであり、一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局ともに概ね減少又は横ばい傾向にある。

表6.3-2 二酸化窒素の調査結果(平成30年度)

単位：ppm

区分	番号	測定局名	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	1	国設東京(新宿)	0.015	0.037	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	2	渋谷区宇田川町	0.017	0.041	○	
	3	麻布	0.018	0.044	○	
自動車排出 ガス測定局	4	国設新宿*	0.018	0.036	○	
	5	赤坂	0.020	0.047	○	
	6	副都心中央	0.030	0.050	×	
	7	北参道	0.019	0.043	○	
	8	四谷	0.020	0.043	○	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「大気汚染 環境調査結果」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)

「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

渋谷区都市整備部環境保全課ヒアリング(令和元年10月)

「新宿区内の大気汚染常時測定結果」(令和2年2月閲覧 新宿区ホームページ)

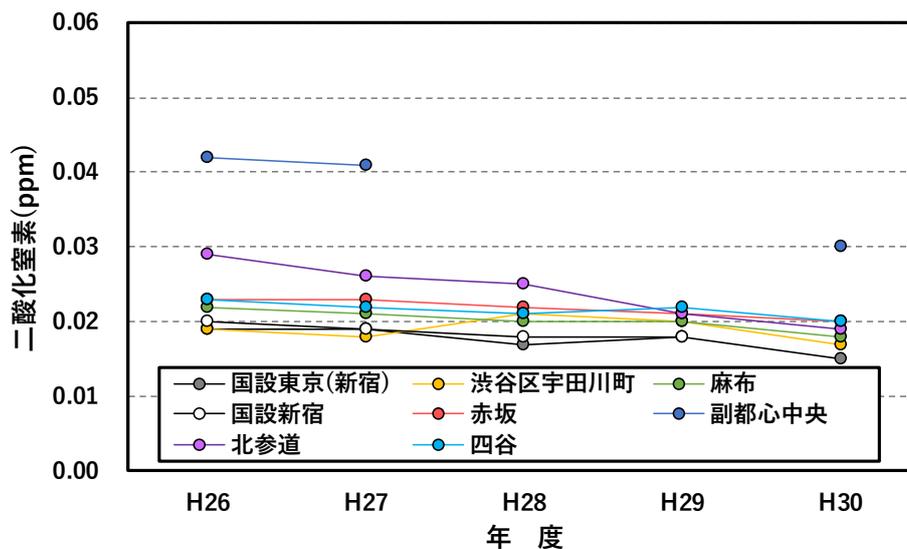


図6.3-2 二酸化窒素の経年変化(年平均値)

注) 国設新宿の平成30年度の値は未発表、副都心中央の平成28～29年度は測定されていない。

(2) 浮遊粒子状物質

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の浮遊粒子状物質の調査結果は、表6.3-3に示すとおりである。

計画地周辺の全ての大気測定局で環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-3に示すとおりであり、自動車排出ガス測定局の四谷で平成30年度に増加が見られるが、その他の一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局は概ね横ばい又は減少傾向にある。

表6.3-3 浮遊粒子状物質の調査結果(平成30年度)

単位：mg/m³

区分	番号	測定局名	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境大気測定局	1	国設東京(新宿)	0.017	0.044	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	2	渋谷区宇田川町	0.020	0.045	○	
	3	麻布	0.018	0.051	○	
自動車排出ガス測定局	4	国設新宿*	0.017	0.040	○	
	5	赤坂	0.019	0.042	○	
	6	副都心中央	0.019	0.040	○	
	7	北参道	0.024	0.050	○	
	8	四谷	0.027	0.056	○	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「大気汚染 環境調査結果」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)

「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

渋谷区都市整備部環境保全課ヒアリング(令和元年10月)

「新宿区内の大気汚染常時測定結果」(令和2年2月閲覧 新宿区ホームページ)

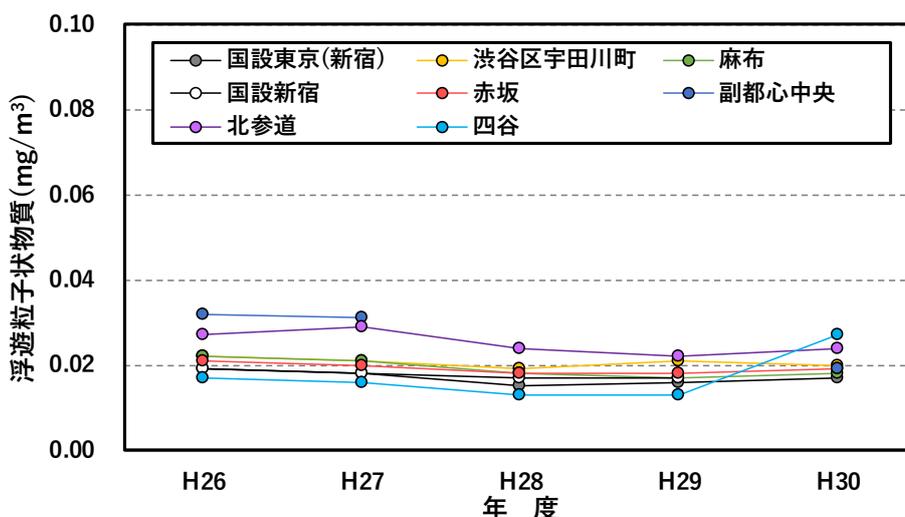


図6.3-3 浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

注) 国設新宿の平成30年度の値は未発表、副都心中央の平成28～29年度は測定されていない。

(3) 二酸化硫黄

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の二酸化硫黄の調査結果は、表6.3-4に示すとおりである。

計画地周辺の大気測定局で環境基準を達成している。

二酸化硫黄の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-4に示すとおりであり、一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局ともに横ばい傾向にある。

表6.3-4 二酸化硫黄の調査結果(平成30年度)

単位：ppm

区分	番号	測定局名	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	1	国設東京(新宿)	0.001	0.003	○	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	2	渋谷区宇田川町	—	—	—	
	3	麻布	—	—	—	
自動車排出 ガス測定局	4	国設新宿※	0.001	0.003	○	
	5	赤坂	—	—	—	
	6	副都心中央	—	—	—	
	7	北参道	—	—	—	
	8	四谷	—	—	—	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)
「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

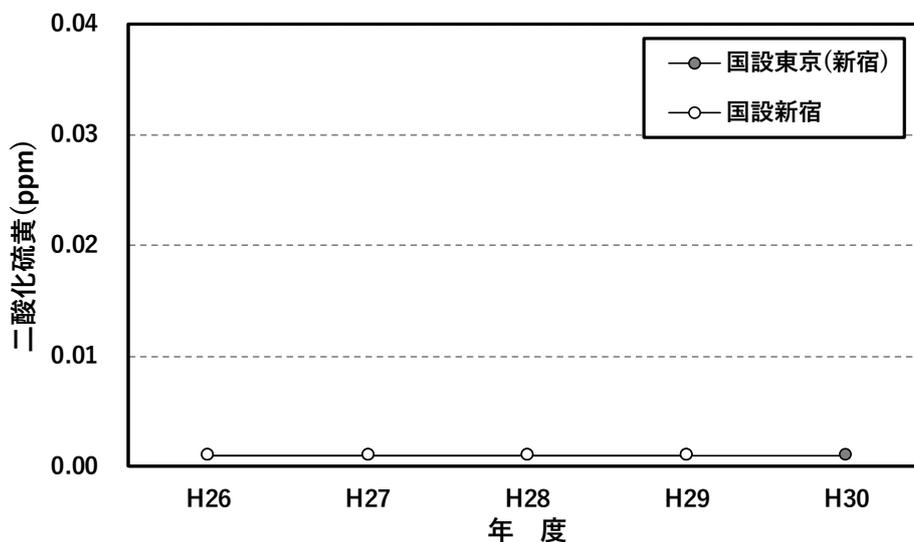


図6.3-4 二酸化硫黄の経年変化(年平均値)

注) 国設新宿の平成30年度の値は未発表である。

(4) 一酸化炭素

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の一酸化炭素の調査結果は、表6.3-5に示すとおりである。

計画地周辺の大気測定局で環境基準を達成している。

一酸化炭素の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-5に示すとおりであり、一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局ともに横ばい傾向にある。

表6.3-5 一酸化炭素の調査結果(平成30年度)

単位：ppm

区分	番号	測定局名	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	1	国設東京(新宿)	0.3	0.5	○	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
	2	渋谷区宇田川町	—	—	—	
	3	麻布	—	—	—	
自動車排出 ガス測定局	4	国設新宿*	0.3	0.6	○	
	5	赤坂	—	—	—	
	6	副都心中央	—	—	—	
	7	北参道	—	—	—	
	8	四谷	0.4	0.6	○	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

「新宿区内の大気汚染常時測定結果」(令和2年2月閲覧 新宿区ホームページ)

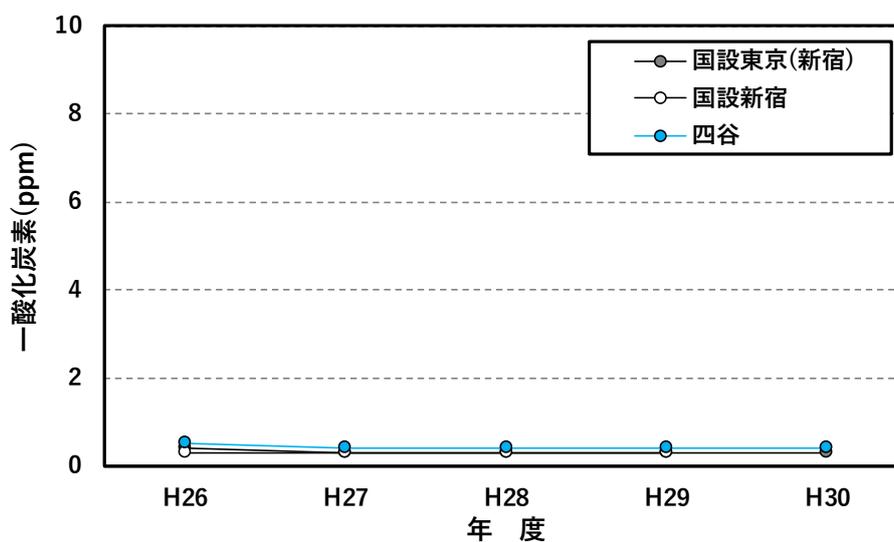


図6.3-5 一酸化炭素の経年変化(年平均値)

注) 国設新宿の平成30年度の値は未発表である。

(5) 光化学オキシダント

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の光化学オキシダントの調査結果は、表6.3-6に示すとおりである。

計画地周辺の大気測定局で環境基準を達成していない。

光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-6に示すとおりであり、一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局ともに概ね横ばい傾向にある。

表6.3-6 光化学オキシダントの調査結果(平成30年度)

単位：ppm

区分	番号	測定局名	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	1	国設東京(新宿)	0.029	0.124	×	1時間値が 0.06ppm以下 であること。
	2	渋谷区宇田川町	0.030	0.147	×	
	3	麻布	0.029	0.128	×	
自動車排出 ガス測定局	4	国設新宿*	0.028	0.126	×	
	5	赤坂	0.026	0.123	×	
	6	副都心中央	—	—	—	
	7	北参道	—	—	—	
	8	四谷	—	—	—	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「大気汚染 環境調査結果」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)

「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

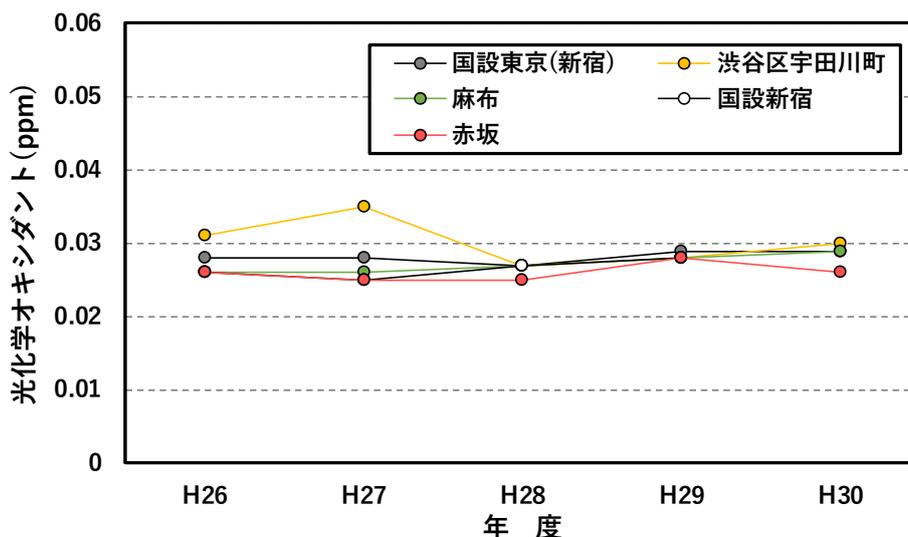


図6.3-6 光化学オキシダントの経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

注) 国設新宿の平成30年度の値は未発表である。

(6) 微小粒子状物質

計画地周辺の大気測定局における平成30年度の微小粒子状物質の調査結果は、表6.3-7に示すとおりである。

計画地周辺の大気測定局で環境基準を達成している。

微小粒子状物質の年平均値の過去5年間の経年変化は図6.3-7に示すとおりであり、一般環境大気測定局並びに自動車排出ガス測定局ともに概ね横ばい又は減少傾向にある。

表6.3-7 微小粒子状物質の調査結果(平成30年度)

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

区分	番号	測定局名	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	環境基準
一般環境 大気測定局	1	国設東京(新宿)	10.6	23.9	○	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	2	渋谷区宇田川町	13.0	29.0	○	
	3	麻布	—	—	—	
自動車排出 ガス測定局	4	国設新宿*	10.9	27.4	○	
	5	赤坂	12.8	28.7	○	
	6	副都心中央	—	—	—	
	7	北参道	—	—	—	
	8	四谷	—	—	—	

※：平成30年度の値が未発表のため、平成29年度の値を示した。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-1に対応する。

注2) 環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「東京都一般環境大気測定局の測定結果」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

「環境数値データベース」(令和2年2月閲覧 国立環境研究所)

「大気汚染 環境調査結果」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)

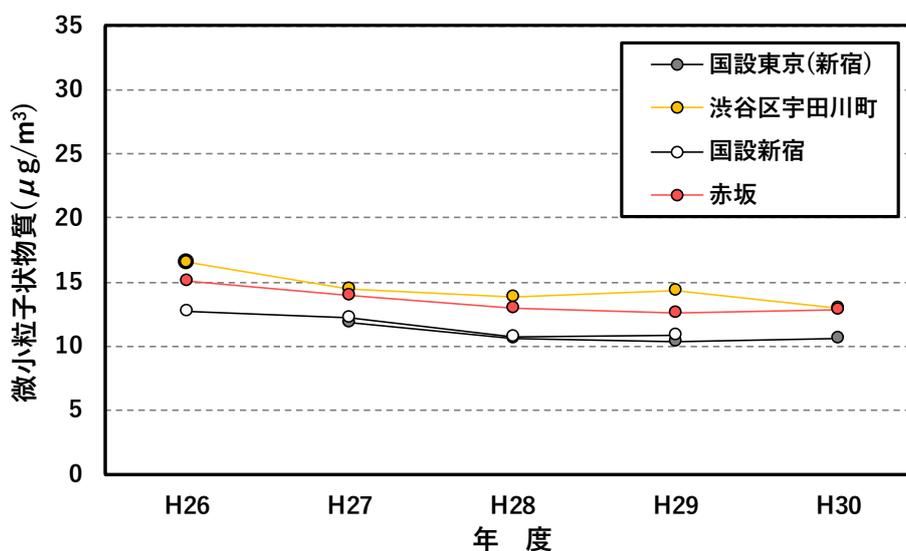


図6.3-7 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

注) 国設東京(新宿)の平成26年度は測定されていない。また、国設新宿の平成30年度の値は未発表である。

(7) ベンゼン等、ダイオキシン類

平成30年度のベンゼン等(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)の調査結果は表6.3-8(1)に、ダイオキシン類の調査結果は表6.3-8(2)に示すとおりである。

全ての項目で環境基準を達成している。

表6.3-8(1) ベンゼン等の調査結果(平成30年度)

区名	年平均値	環境基準 達成状況	環境基準
ベンゼン	0.00086mg/m ³	○	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	0.00075mg/m ³	○	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.00021mg/m ³	○	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	0.0020mg/m ³	○	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注1)ベンゼン等の測定がなされている国設東京(新宿)の値を示した。

注2)環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

表6.3-8(2) ダイオキシン類の調査結果(平成30年度)

区名	年平均値	環境基準 達成状況	環境基準
ダイオキシン類	0.021pg-TEQ/m ³	○	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注1)ダイオキシン類の測定がなされている計画地に最も近い測定局として、中央区晴海の値を示した。

注2)環境基準達成状況 ○：達成 ×：非達成

出典：「ダイオキシン類対策」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

(8) 大気汚染に係る公害苦情の状況

港区、渋谷区及び新宿区における大気汚染に係る苦情受付件数は、表6.3-9に示すとおりである。

平成30年度の大気汚染に係る苦情受付件数は、港区が19件、渋谷区が8件、新宿区が5件であり、大気汚染に係る件数の総件数に占める割合は、2.9～7.5%である。

表6.3-9 大気汚染に係る苦情受付件数(平成30年度)

区名	総件数	大気汚染に係る 公害苦情受付件数	大気汚染に係る 件数の占める割合
港区	260	19	6.3%
渋谷区	106	8	7.5%
新宿区	170	5	2.9%

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

6.3.2 悪 臭

港区、渋谷区及び新宿区における悪臭に係る苦情受付件数は、表6.3-10に示すとおりである。

平成30年度の悪臭に係る苦情受付件数は、港区が40件、渋谷区が13件、新宿区が21件であり、悪臭に係る件数の総件数に占める割合は、12.3～15.4%である。

表6.3-10 悪臭に係る苦情受付件数(平成30年度)

区 名	総件数	悪臭に係る 公害苦情受付件数	悪臭に係る 件数の占める割合
港 区	260	40	15.4 %
渋谷区	106	13	12.3 %
新宿区	170	21	12.4 %

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

6.3.3 騒音・振動

(1) 騒 音

計画地周辺の幹線道路における道路交通騒音の調査地点は図6.3-8に、調査結果は表6.3-11に示すとおりである。

各調査地点における道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})を環境基準と比較すると、地点1の夜間を除き、環境基準値を下回っている。

表6.3-11 道路交通騒音測定結果

単位：dB

地点	測定地点の住所	道路名	車線数	類型	等価騒音 レベル(L _{Aeq})		環境基準※		調査 年度
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	港区北青山3-3	青山通り(国道246号)	8	C	68 [○]	68 [×]	70	65	H30
2	港区南青山1-5	外苑東通り(都道319号)	4	A	65 [○]	63 [○]	70	65	H29
3	港区北青山1-1	外苑東通り(都道319号)	6	A	64 [○]	61 [○]	70	65	H29
4	港区南青山4-28	赤坂杉並線(都道413号)	2	B	64 [○]	63 [○]	70	65	H29

※：環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例」の基準値である。

注1) 地点番号の表記は、図6.3-8に対応する。

注2) 昼間6～22時、夜間22時～翌6時

注3) []内は環境基準との比較 ○：環境基準値を下回る、×：環境基準値を上回る

出典：「平成29年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成31年3月 東京都環境局)

「平成30年度 道路交通騒音振動調査報告書」(令和2年3月 東京都環境局)

(2) 振 動

計画地周辺の幹線道路における道路交通振動の調査地点は図6.3-8に、調査結果は表6.3-12に示すとおりである。

調査地点における道路交通の振動レベル(L₁₀)を要請限度と比較すると、昼夜とも要請限度を下回っている。

表6.3-12 道路交通振動測定結果

単位：dB

地点	測定地点の住所	道路名	車線数	類型	振動レベル (L ₁₀)		要請限度		調査 年度
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	港区北青山3-3	青山通り(国道246号)	8	第2種	45 [○]	41 [○]	70	65	H30

注1) 地点番号の表記は、図6.3-8に対応する。

注2) 昼間8～20時、夜間20時～翌8時

注3) []内は要請限度との比較 ○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る

出典：「平成30年度 道路交通騒音振動調査報告書」(令和2年3月 東京都環境局)

(3) 騒音・振動に係る公害苦情の状況

港区、渋谷区及び新宿区における騒音に係る苦情受付件数は、表6.3-13(1)に示すとおりである。

平成30年度の騒音に係る苦情受付件数は、港区が163件、渋谷区が71件、新宿区が120件であり、騒音に係る件数の総件数に占める割合は、62.7～70.6%である。

また、港区、渋谷区及び新宿区における振動に係る苦情受付件数は、表6.3-13(2)に示すとおりである。

平成30年度の振動に係る苦情受付件数は、港区が16件、渋谷区が7件、新宿区が10件であり、振動に係る件数の総件数に占める割合は、5.9～6.6%である。

表6.3-13(1) 騒音に係る苦情受付件数(平成30年度)

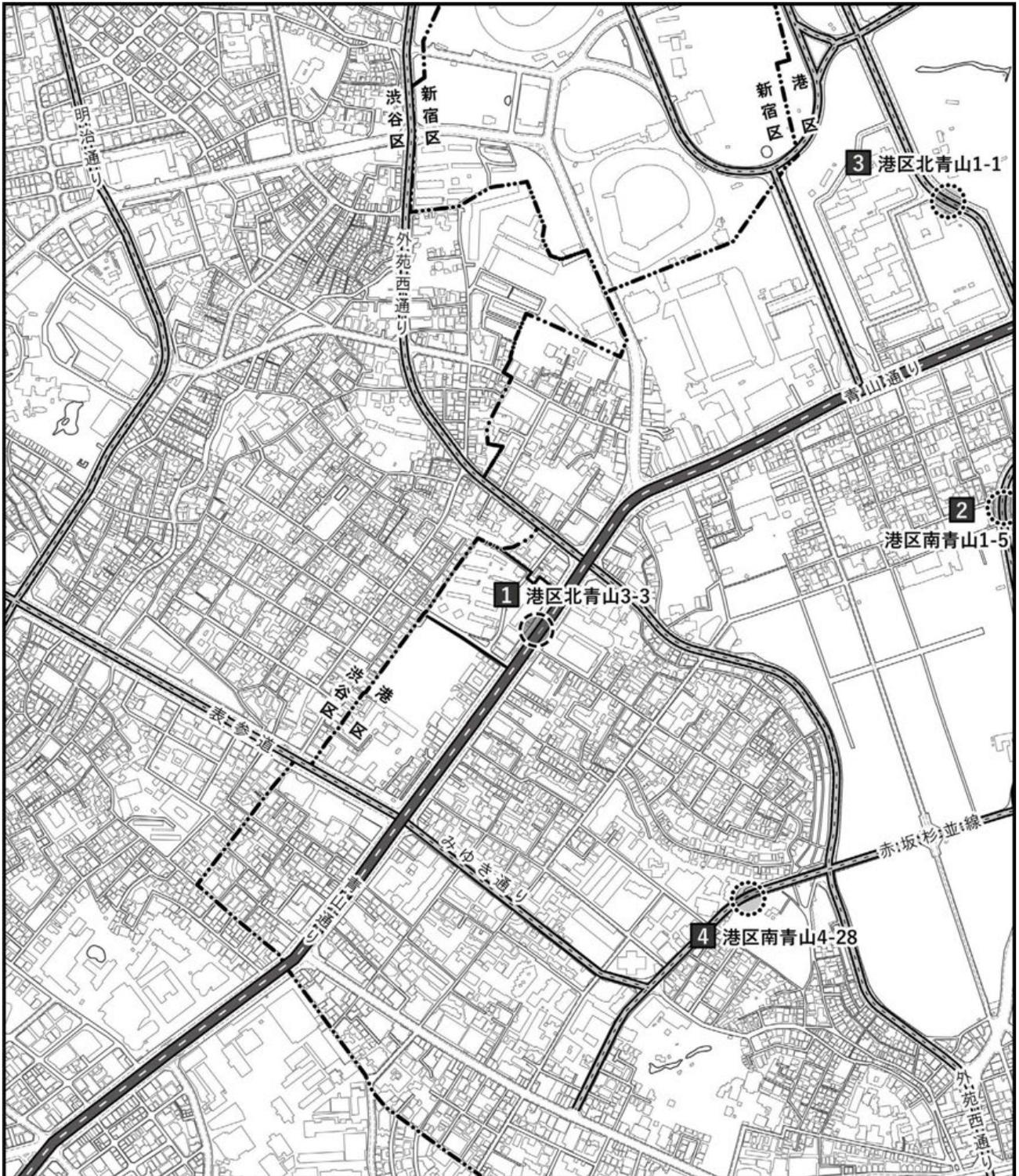
区 名	総件数	騒音に係る 公害苦情受付件数	騒音に係る 件数の占める割合
港 区	260	163	62.7 %
渋谷区	106	71	67.0 %
新宿区	170	120	70.6 %

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)

表6.3-13(2) 振動に係る苦情受付件数(平成30年度)

区 名	総件数	振動に係る 公害苦情受付件数	振動に係る 件数の占める割合
港 区	260	16	6.2 %
渋谷区	106	7	6.6 %
新宿区	170	10	5.9 %

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)



凡例	: 計画地	: 区界	: 騒音・振動調査地点(地点1)	: 一般国道
	: 騒音調査地点(地点2~4)	: 主要地方道・都道		
	注) 下記出典資料をもとに作成			
	出典: 「23区内都道検索・閲覧システム」(東京都建設局) 「平成29年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成31年3月 東京都環境局) 「平成30年度 道路交通騒音振動調査報告書」(令和2年3月 東京都環境局)			
図6.3-8 騒音・振動調査地点位置図		0 100 200 500m 1 : 10,000	N 	

6.3.4 水質汚濁

(1) 水質汚濁の状況

計画地周辺における主な河川の位置は、図6.3-9に示すとおりである。計画地南側に渋谷川・古川が流れている。

河川の水質測定結果は、表6.3-14(1)に示すとおりである。水質に係る環境基準は、D類型に指定されている。各年度の測定結果は、全ての項目で環境基準を達成している。

また、地下水の簡易水質測定結果は、表6.3-14(2)に示すとおりである。夏季(平成28年8月～9月)における調査結果は、pHは6.45～7.12、電気伝導度は21.5～44.8mS/mである。冬季(平成28年12月)における調査結果は、pHは6.59～7.10、電気伝導度は19.9～44.1mS/mである。

表6.3-14(1) 河川水質調査結果

項目 〈単位〉	調査地点 (地点名)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	環境基準 (D類型)
pH 〈-〉 【年平均値】	地点A (狸橋)	7.3 [○]	7.4 [○]	7.1 [○]	7.2 [○]	7.2 [○]	6.0 以上
	地点B (古川橋)	7.2 [○]	7.3 [○]	7.1 [○]	7.0 [○]	7.1 [○]	8.5 以下
溶存酸素量(DO) 〈mg/L〉 【年平均値】	地点A (狸橋)	10.1 [○]	10.8 [○]	7.9 [○]	10.6 [○]	9.5 [○]	2mg/L 以上
	地点B (古川橋)	7.0 [○]	7.2 [○]	6.2 [○]	6.3 [○]	6.5 [○]	
生物化学的酸素要求量 (BOD) 〈mg/L〉 【年平均値】	地点A (狸橋)	4.8	1.5	3.5	2.0	2.5	-
	地点B (古川橋)	5.1	1.2	2.6	2.0	1.9	
生物化学的酸素要求量 (BOD) 〈mg/L〉 【75%値】	地点A (狸橋)	6.6 [○]	2.0 [○]	6.0 [○]	2.4 [○]	3.1 [○]	8mg/L 以下
	地点B (古川橋)	6.6 [○]	1.7 [○]	2.6 [○]	2.4 [○]	2.0 [○]	
浮遊物質(SS) 〈mg/L〉 【年平均値】	地点A (狸橋)	1.9 [○]	3.0 [○]	6.0 [○]	2.0 [○]	1.0 [○]	100mg/L 以下
	地点B (古川橋)	1.8 [○]	1.0 [○]	4.0 [○]	1.0 [○]	9.0 [○]	

注1) 調査地点の表記は、図6.3-9に対応する。

注2) []内は、環境基準の達成状況(○：達成、×：非達成)

出典：「古川の水質調査」(令和2年2月閲覧 港区ホームページ)

表6.3-14(2) 地下水の水質調査結果

地点	地点名	夏季調査(H28.8~9 実施)		冬季調査(H28.12 実施)		出典資料 番号※
		pH	電気伝導度(E.C) 〈mS/m〉	pH	電気伝導度(E.C) 〈mS/m〉	
1	乃木公園	—	—	—	—	[A-2]
2	円通寺	6.79	44.8	6.97	44.1	[A-3]
3	大安寺	6.87	31.0	6.84	32.9	[S-1]
4	光専寺	6.73	34.8	6.59	34.7	[S-2]
5	徳正寺	6.79	21.5	7.01	19.9	[S-3]
6	遍照寺	6.45	40.8	6.66	41.2	[S-4]
7	光林禅寺	7.12	33.3	6.80	30.9	[S-5]
8	曹溪寺	6.82	21.7	7.10	22.1	[S-6]
9	法典寺	6.92	30.1	6.99	31.3	[S-7]
10	長玄寺	6.70	23.5	7.03	24.9	[S-8]

※：[]内の数字は、下記出典資料内における地点番号を表す。また、[]内のアルファベットは、昭和51年の井戸調査の地区区分(A：赤坂地区、S：麻布地区)を指す。

注) 調査地点の表記は、図6.3-9に対応する。

出典：「港区みどりの実態調査(第9次)」(港区)

(2) 水質汚濁に係る公害苦情の状況

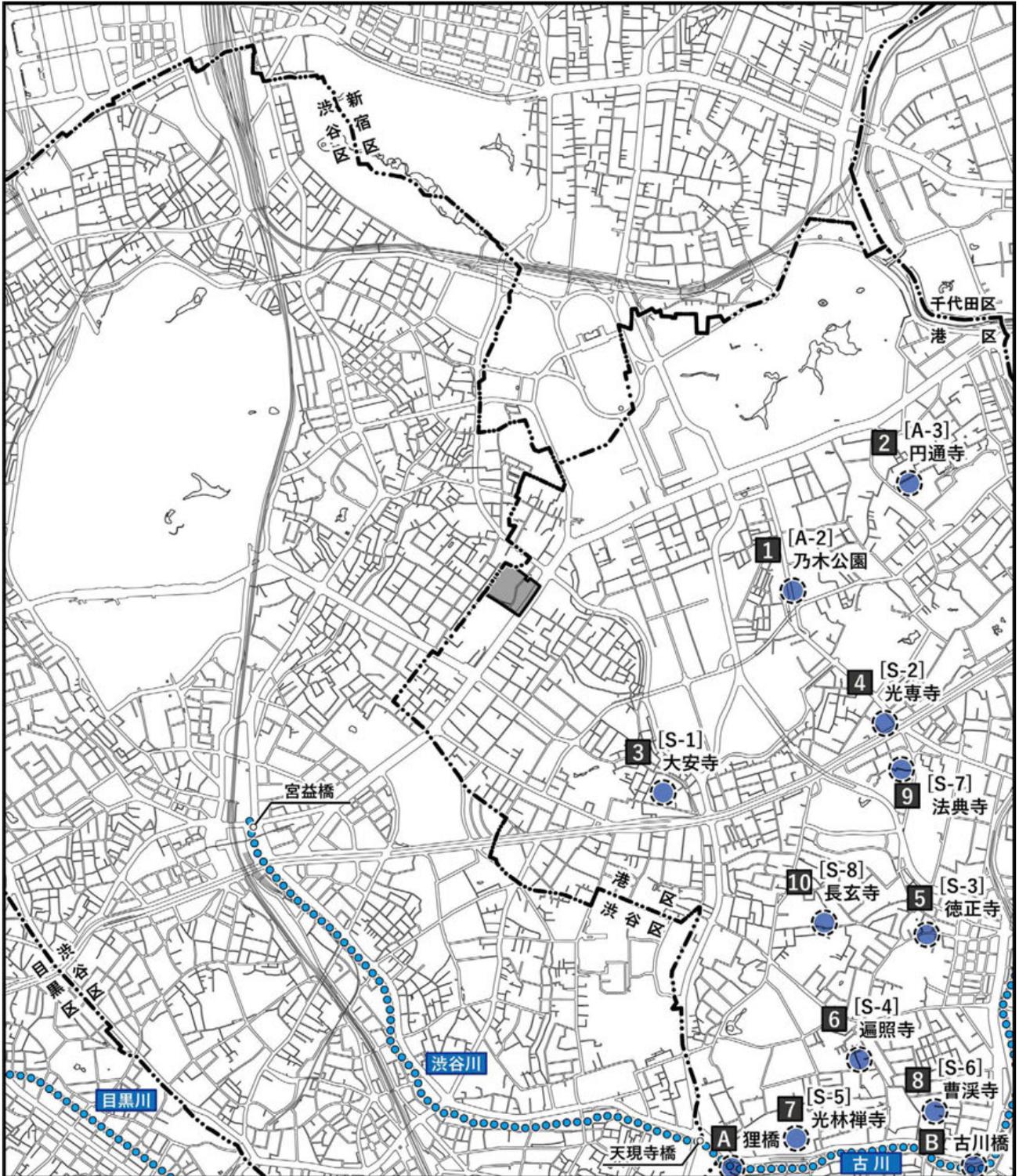
港区、渋谷区及び新宿区における水質汚濁に係る苦情受付件数は、表6.3-15に示すとおりである。

平成30年度の水質汚濁に係る苦情受付件数は、港区において1件であり、渋谷区及び新宿区において水質汚濁に係る苦情は発生していない。水質汚濁に係る件数の総件数に占める割合は、0.0～0.4%である。

表6.3-15 水質汚濁に係る苦情受付件数(平成30年度)

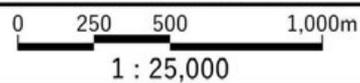
区名	総件数	水質汚濁に係る 公害苦情受付件数	水質汚濁に係る 件数の占める割合
港区	260	1	0.4%
渋谷区	106	—	0.0%
新宿区	170	—	0.0%

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)



凡例	: 計画地	<p>注1) 下記出典資料をもとに作成 注2) 地下水調査地点の[]内の数字は、下記出典資料内における地点番号を表す。 注3) 宮益橋から天現寺橋間の2.6kmを渋谷川、天現寺橋から河口間の4.4kmを古川と呼ぶ。 出典：「古川の水質調査」(港区) 「港区みどりの実態調査(第9次)」(港区)</p>
	<p> : 区界</p> <p> : 水質調査地点 (河川：地点A~B) (地下水：地点1~10)</p> <p> : 河川</p>	

図6.3-9 水質調査地点位置図



6.3.5 土壌汚染

(1) 土壌汚染の状況

計画地内及び計画地周辺において、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定はないが、形質変更時要届出区域の指定が計画地北側約700mの「新宿区霞ヶ丘町地内(整理番号：整-30-4、指定年月日：平成30年5月7日、指定番号：指-953号、区域の面積：273.57m²、指定基準に適合しない特定有害物質：水銀)」にある(令和2年2月現在)。

また、計画地の主な地歴の状況については、明治30年頃は桑畑であったが、その後青山師範学校(後に府立第十五中学校)として利用された。戦時中、空襲によって焼失した跡地には、東京都が応急住宅として木造賃貸住宅(青山北町住宅)を建設し、昭和30年代から、鉄筋コンクリート造の都営住宅(共同住宅)として建替えられ、現在に至っている。

その他、青山通り沿道敷地については、過去の住宅地図によると、住宅用途としての利用が主であり、過去に土壌汚染を及ぼすような土地利用は確認されなかった。

(2) 土壌汚染に係る公害苦情の状況

港区、渋谷区及び新宿区における土壌汚染に係る苦情受付件数は、表6.3-16に示すとおりである。

平成30年度の土壌汚染に係る苦情受付件数は、港区において1件であり、渋谷区及び新宿区において土壌汚染に係る苦情は発生していない。土壌汚染に係る件数の総件数に占める割合は、0.0～0.4%である。

表6.3-16 土壌汚染に係る苦情受付件数(平成30年度)

区名	総件数	土壌汚染に係る 公害苦情受付件数	土壌汚染に係る 件数の占める割合
港区	260	1	0.4%
渋谷区	106	—	0.0%
新宿区	170	—	0.0%

出典：「平成30年度公害苦情調査総括表」(令和2年2月閲覧 東京都環境局ホームページ)